

情 報 取 扱 責 任 者 各 位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

株主総会議案の議決結果の公表について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当取引所では、平成22年2月8日に、すべての上場会社を対象に、株主総会議案の議決結果の賛否の票数を含めた公表について、積極的な実践を求める要請を行っておりますが^{※1}、今般、平成22年3月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等が公布・施行され、株主総会の議決権行使結果について、臨時報告書の提出が義務付けられることとなりました。

これにより、平成22年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会及びその後に開催される株主総会からは、臨時報告書において株主総会議案の議決結果の賛否の票数を含めた開示を行うことが上場会社の義務となりますので、当取引所の要請に基づく適時開示は不要といたします。

※1 平成22年2月8日名証自規第193号「株主総会議案の議決結果の公表についてのお願い」参照。

敬具

【参 考】企業内容等の開示に関する内閣府令の改正内容

上場会社について、株主総会において決議事項が決議された場合に、議決権行使結果として次の事項を記載した臨時報告書の提出を義務付ける（第19条第2項第9号の2）。

- ① 株主総会の開催年月日
- ② 決議事項の内容
- ③ 決議事項に対する賛成・反対・棄権に係る議決権数、当該決議事項の可決要件、決議結果
- ④ ③の議決権数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を参入しなかった理由（前日行使分・当日出席の大株主分の集計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したもののとして議決権の一部を集計しなかった場合等）

（注）個別の役員ごとの選任議案の得票数の開示についても、他の議案と同様に記載する。

適用 平成22年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会及びその後に開催される株主総会について適用する。

（金融庁ホームページ：

<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8/01.pdf> より）

【お問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

TEL：052-262-3174 E-mail：syoken@nse.or.jp